

# 社会福祉法人基督教児童福祉会愛隣園

## 役員等報酬規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人基督教児童福祉会愛隣園（以下「法人」という）定款第8条及び第22条の規定に基づき、役員及び評議員、苦情解決第三者委員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

### (報酬等の支給)

第2条 役員等の報酬等は、次のとおりとする。

- (1) 役員等については、業務に応じた報酬等を支給する。
- (2) 役員等が法人業務を行う場合には、費用を弁償する。

### (報酬等の算定方法)

第3条 役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表1に定める額とする。
- (2) 費用弁償については、別表2に定める額とする。
- (3) 旅費については、職員等の出張に関する規定に基づき、旅費（交通費、宿泊料等）を支給する。

### (当法人職員給与との併給)

第4条 法人の職員を兼ね、職員給与を支給している者の役員等報酬及び費用弁償は支給しないものとする。

### (報酬等支給方法)

第5条 役員等に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

- (1) 理事長報酬については、毎月末日とする。ただし、その日が休日に当たるときは、その前日とする。
- (2) 役員等に対する報酬は、当該会議に出席した都度、本人に対して現金で支給する。
- (3) 報酬は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

### (報酬等の日割り計算)

第6条 新たに就任した理事長は、その日から報酬を支給する。

- 2 理事長が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
- 3 月の途中における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(端数の処理)

第7条 この規定により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、これを切り捨てる。

(公表)

第8条 法人は、この規定をもって、社会福祉法第五十九条の二第一項二号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第9条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第10条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て、別に定めることとする。

## 附 則

「役員、評議員及び嘱託医の報酬及び費用弁償に関する規程」は、2017年（平成29年）6月20日に廃止し、「役員等報酬規程」を同年6月20日から施行する。

別表1 (役員等の報酬)

(1) 理事長手当

役職名	報酬の額	
理事長	月額	20,000円

(2) 理事会及び評議員会、委員会等に出席した場合の日当

理事・監事・評議員	日額	5,000円
苦情解決第三者委員	日額	5,000円

(3) 監事監査手当

役職名	報酬の額	
監事	日額	15,000円
その他	日額	5,000円

(4) その他の手当

役職名	報酬の額	
理事・監事・評議員	日額	5,000円
苦情解決第三者委員	日額	5,000円

別表2 (費用弁償)

(1) 理事会及び評議員会等に出席した場合の費用弁償

理事・監事・評議員	公共交通機関の運賃
その他	公共交通機関の運賃

(2) 監事が監査を実施した場合の費用弁償

監事	公共交通機関の運賃
その他	公共交通機関の運賃